

国・地方会議（仮称）法案要綱（地方案）

第一 目的

この法律は、地方公共団体の自治行政に重要な影響を及ぼす施策の企画及び立案に関し、国と地方公共団体が協議を行う国・地方会議（以下「会議」という。）を設置することにより、国と地方それぞれからの提案と調整を通じて、地域における住民意思の的確な反映による国民主権の充実のため地方分権を推進するとともに、施策立案段階から国・地方が緊密に連携することにより国・地方を通じた効果的な行政の実現に寄与し、もって国及び地方公共団体の共通の目的である国民福祉の増進に資することを目的とする。

第二 会議において協議及び調整を行うべき事項

一 政府は、次に掲げる施策の企画及び立案をしようとする場合には、会議において地方公共団体と協議及び調整を行わなければならないものとする。

1 地方自治の根幹に関する次の事項

イ 地方公共団体の組織、運営その他の地方制度の基本的事項の改変に関するもの

ロ 地方公務員法に定める地方公共団体の人事機関及び地方公務員の任用、勤務条件等に関する基本的な規定の改変に関するもの

2 国と地方の役割分担の抜本的な見直しと地方公共団体への権限移譲・新たな義務付け等に関する次の事項

イ 法律・政令等により地方公共団体に重要な影響を与える国の関与に関するもの

ロ 地方公共団体に対して新たに権限を付与するもの又は新たに責務、事務若しくは負担を義務づけるもののうち、地方公共団体に重要な影響を与えるもの

ハ 国が現に有する権限や執行している事務及び事業の地方公共団体への移譲に当たって地方公共団体に重要な影響を与えるもの

ニ 国の地方支分部局の廃止及び縮小で地方公共団体の行政に重要な影響を与えるもの

ホ イからニの具体化に伴い必要となる、地方公共団体への人員移管の仕組みや財源措置等に関するもの

3 地方税財政のあり方に関する次の事項

イ 地方税法に定める地方団体の課税権、税目、課税客体、課税標準、税率その他地方税及びこれに関連する基本的な規定の改変に関するもの

ロ 地方交付税、国庫支出金など、地方公共団体の財源を保障・調整する仕組みの見直しに関するもの

ハ 地方財政法第十三条の規定に基づき国が講じなければならない地方公共団体への必要な財源措置に関するもの

- ニ 地方財政法第十七条の二の規定に基づき地方公共団体が負担する負担金のあり方の見直しに関するもの
- ホ 地方財政計画（地方交付税法第七条に規定する「翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類」をいう。）の基本的な内容に関するもの
- 4 経済財政政策、社会保障・教育に関する制度及び社会資本の整備・地域の振興に関する施策等のうち、地方行財政に重要な影響を与えるもの
- 5 前各号に掲げるもののほか、地方公共団体の組織及び運営の根幹に関するものとして、国と地方の協議を経て政令で規定するもの
- 二 地方議員（第三―四において議員たる資格を有する地方公共団体の長及び議会の長の全国的連合組織の代表者をいう。以下同じ。）は、一の各号につき地方側から企画・立案の提案をすべきと判断するときは、内閣官房長官を経由して、政府に対して、会議において協議及び調整を行うことを求めることができるものとする。

第三 組織

- 一 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織するものとする。
- 二 議長は、内閣総理大臣をもって充てるものとする。
- 三 副議長は、地方議員の互選によりこれを定める。
- 四 議員は、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣その他地方行財政に特に関連が深い者として内閣総理大臣が指定する国務大臣並びに地方公共団体の長及び議会の長の全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）の代表者とする。
- 五 議長は、必要があると認めるときは、議員以外の国務大臣及び地方議員以外の地方公共団体の長及び議会の長を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させることができるものとする。
- 六 副議長は、必要があると認めるときは、地方議員以外の地方公共団体の長及び議会の長を、議案を限って、議員として、臨時に会議に参加させるよう、議長に対し求めることができるものとする。
- 七 協議事項の調整に関し必要な検討を行うため、会議に分科会議を置く。
- 八 分科会議は、第二の協議調整事項のほか、議長と副議長が協議のうえ、議長から指示された事項について調査検討を行い、結果を会議に報告する。
- 九 分科会議の会長及び委員は、議長と副議長が協議のうえ、議長が指名する者をもって充てる。
- 十 その他、分科会議の構成や所掌事務、運営方法等は政令により別途定める。

第四 会議

- 一 会議は、議長が、協議に付すべき事項を示して招集するものとする。
- 二 地方議員は、議長に対して、協議に付すべき事項を示して、招集を請求することができるものとする。
- 三 政府の議員（第三―四において議員たる資格を有する国務大臣）及び臨時議員（第三―五において臨時に議員たる資格を有する国務大臣）は、円滑に協議・調整が進

むよう、企画・立案される施策が地方公共団体に及ぼす影響について、具体的に説明・提案を行わなければならない。

四 協議に付された事項は、原則として、議員の全員一致をもって協議が整ったものとする。ただし、議員全員が了解した事項は、多数決等政令で定める方法により議事を決することができるものとする。

五 議員は、議員全員の一致が得られない場合において、企画・立案される施策が地方公共団体の組織及び運営に著しく不合理な影響を与え、又は不当な財政負担を強いることとなるときは、再議を求めることができる。

第五 協議の結果の尊重等

一 議員は、会議において決定された事項については、その結果を尊重するものとする。

二 会議において協議及び調整が整わなかった事項については、国と地方はそれぞれ、国会に意見書を提出するものとする。

三 地方公共団体が法律又は政令に基づいて新たな事務を行う義務を負うにもかかわらず、そのために要する財源について必要な措置が講じられていないと認めるときその他法令に違反すると認めるときは、地方議員は、当該事項につき、国地方係争処理委員会等（※ 国地方係争処理委員会を拡充、若しくは新たに第三者による仲裁制度を設ける）に対し審査の申出をすることができるものとする。

四 前項の場合、国・地方は、国地方係争処理委員会等の意見に沿って、協議及び調整が整うよう努めなければならない。

第六 雑則

この法律に定めるもののほか、庶務その他会議に関し必要な事項は、議長が会議に諮って政令で定めるものとする。

第七 施行期日等